

第 2 号（平成 2 9 年 3 月 1 0 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

平成29年3月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

平成29年3月10日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成29年3月10日午前 9時58分 議長 丸山久志

閉会 平成29年3月10日午前11時57分 議長 丸山久志

応招議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

5番	古川	昭義	9番	谷田	操
----	----	----	----	----	---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	奥山 英高	議会書記	中谷 誠
議会書記	西島 豊広	議会書記	平間 克則

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見 明男	副町長	中谷 浩三
----	-------	-----	-------

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘
理事兼地域創生推進室長事務取扱	後藤 崇文	理事兼保健医療課長事務取扱	小川 淳一
理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一	理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸
企 画 財 政 課 長	花木 秀章	税 務 課 長	乾 浩朗
会計管理者・会計課長兼務	光田 恵理	住 民 福 祉 課 長	中坊 玲子
高 齢 福 祉 課 長	寺井 佳孝	保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小笠原温美
建 設 課 参 事	古川 篤	産 業 環 境 課 長	菱本 嘉昭
上 下 水 道 課 参 事	森田 肇	同和・人権政策課長	野田 昌司
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木村 坂次	社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長 兼 務	高江 裕之
学校給食センター所長	藤崎 裕司		

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成 2 9 年 3 月 井手町議会定例会

議 事 日 程〔第 2 号〕

平成 2 9 年 3 月 1 0 日（金）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 1 号 井手町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第 3 議案第 2 号 井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 4 議案第 4 号 介護保険法に基づく包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 5 議案第 5 号 井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 6 議案第 9 号 井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 7 議案第 18 号 平成 2 9 年度井手町一般会計予算
- 第 8 議案第 19 号 平成 2 9 年度井手町国民健康保険特別会計予算
- 第 9 議案第 20 号 平成 2 9 年度井手町水道事業会計予算
- 第 10 議案第 21 号 平成 2 9 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算
- 第 11 議案第 22 号 平成 2 9 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 12 議案第 23 号 平成 2 9 年度井手町介護保険特別会計予算
- 第 13 議案第 24 号 平成 2 9 年度井手町公共下水道事業特別会計予算
- 第 14 議案第 25 号 平成 2 9 年度井手町多賀財産区特別会計予算
- 第 15 請願第 1 号 拙速な水道料金値上げを行わないよう求める請願

議事の経過

議長（丸山久志） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しておりますので、平成2
9年3月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、古川昭義
議員、9番、谷田 操議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いい
たします。

ここで、3月9日本会議における議案第3号、井手町子育て支援医療費の
助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件の質疑に対する答弁につ
きまして、理事者より発言の申し出がありましたので、これを許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 小川保健医療課長。

理事（小川淳一） 貴重な時間をいただきまして、申しわけございません。

昨日、谷田 操議員より、子育て医療費の関係でご質問いただきました、
これまでの制度対象者についてのご質問で、103人が対象とお答えしまし
たけども、正しくは704人でございます。訂正しておわびを申し上げます。
どうも失礼いたしました。

議長（丸山久志） 次に、日程第2、議案第1号、井手町個人情報保護条例
等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘）

（議案第1号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） まず、2 ページの第 2 条の関係で、今までなかった規定がつけ加えられているんですが、これらの規定を番号法第 2 6 条において準用する場合とはどういう場合なのかが 1 点。

2 点目に、3 ページ目の第 2 8 条の 2 ですけれども、ここでつけ加えられる条例事務関係情報もしくは条例事務関係情報提供者とはどんなものなのか。本町で条例事務ということで規程しているようなものがあるのかどうか。

3 点目に、この部分は未施行であるという説明があったんですけども、しかし、この条例の施行日は 5 月 3 0 日からだと定めてあるんですが、その辺の関係はどういうことか、ご説明をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田議員のご質問にお答えいたします。

まず、2 ページの番号法第 2 6 条において準用する場合につきましては、こちらにつきましては、条例で定めた、いわゆる独自利用する町の事務ということですね、それについても、従前から法定で決められてます事務、年金であったり保険であったり給与であったり、そういうようなものと同じように準用しなさいというふうな規定を盛り込んだものでございます。ですから、町での独自利用の分も国と同じような利用の方法でということでの準用せよというふうな規定でございます。

続きまして、まず条例事務関係情報照会者というのは、こちらにつきましても、先ほど申しました条例で定めた独自利用事務を照会する者を指します。それと、条例事務関係情報提供者というのは、先ほど申しましたその照会者に対し、必要な特定個人情報を提供する者を指しております。ちなみに、井手町では、この今現在、条例独自利用、条例で定めて独自利用をする事務というのは、今のところございません。

それと、附則の関係でございますが、こちらについては、その従前、平成 2 7 年 9 月の一部改正において、国で、政令で定める日というふうなことで規定させてもうてます。その政令が、この前、5 月 3 0 日に施行するというふうな、番号法ができて 4 年間の間にとということでありますので、4 年目がちょうど 2 9 年の 5 月 3 0 日になるというふうな政令が出ましたもので、それに基づいて同日付けで施行するというところで改正をしております。

以上です。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） その条例事務関係の情報照会と情報の提供についてですけども、井手町で条例事務を定めた場合に、照会をする人というのは、同じ町の役所の中でも部署が違えば、扱うべき部署でなければ、それは扱っている部署に対して照会をしてその提供を、同じ役場の中でも他部署に対して提供するというやりとりが行われるかと思うんですけども、そういう町内でのやりとりに関しても、こういう国の扱いと同じようなことを行うんだという理解でいいんでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 現在のところ、私どもの条例ではうたっておりませんので、詳しくは私どもも今のところ把握はしておりませんが、国でいう制度のものは国のもののままで運用はしますけれども、町で独自利用で条例制定をすれば、それはそれでそのような利用になるのかなというふうには考えております。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 市町村によっては、既に独自事務を条例に定めて、その独自事務の中でマイナンバーを利用されている市町村もあるように聞いているわけですけども、そういう市町村から照会等が来ても、本町ではその内容についてマイナンバーを利用することはまだ条例で定めていないんだということであれば、提供はしないということでもいいですか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） そのようになります。私どもとしては、照会があってもマイナンバーは利用しないと、現在のところ、そのようになるということをございます。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　谷田　操議員。

9番（谷田　操）　　反対の立場で討論します。

この条例のさまざまな項ずれを直すとか、当然の部分もあるわけですがけれども、もともとこういう規定を設けなければならないのは、やはりマイナンバーというものが導入されまして、しかも、それを本町ではまだ行われていないとはいいいながら、条例で定めればさまざまな広い分野にわたってマイナンバーの利用を行うことができるようになるわけで、個人情報の拡散防止とか個人の情報をきちっと守れるかという点でまだまだ不安が残りますので、マイナンバーには反対という立場で、この条例にも反対します。

議長（丸山久志）　　ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　　これで討論を終わります。

これより、議案第1号、井手町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志）　　挙手多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号、井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　乾税務課長。

税務課長（乾　浩朗）

（議案第2号を朗読説明）

議長（丸山久志）　　これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。
これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。
これより、議案第2号、井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、介護保険法に基づく包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝）

（議案第4号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 2ページの第4条の関係ですが、地域包括支援センターは本町では1カ所しかありませんので、大体3,000人以上6,000人未満ごとに置くべきということになっていますけれども、本町では何人の被保険者がいるのでしょうか。

それと、主任介護支援専門員というのに今度から講習が義務づけられて更新制になったということですが、そもそも本町には主任介護支援専門員という方が包括支援センターにいらっしゃるのかどうか。

それと、主任とつくことで一般の介護支援専門員とは違う業務を行うこと

になるのかどうか、違いを教えてください。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の包括支援センターの職員の配置につきましては、基準で申し上げますと、包括支援センターが担当する区域の第1号被保険者数で決められておりまして、本町で申し上げますと、平成29年1月現在、2,460人ということになっておりまして、その基準に本町を当てはめてみますと、おおむね2,000人から3,000人未満に該当しまして、保健師を1名、社会福祉士1名または主任介護支援専門員1名を置くこととなっております。本町におきましては、この基準を満たしているところでございます。

2点目の本町に主任ケアマネの方がいるかどうかなんですが、本町にはおりません。

3点目の主任ケアマネとケアマネの違いなんですが、こちらにつきましては、主任ケアマネは介護支援専門員の資格を持っていることが前提となっております。介護支援専門員の指導や監督を行いまして、必要な情報収集や発信、事業所間との調整といった役割が求められているところであります。

以上です。

議長(丸山久志) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第4号、介護保険法に基づく包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号、井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の

件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝)

(議案第5号を朗読説明)

議長(丸山久志) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 3ページの新旧対照表で、第7条の第6項アの部分ですが、租税特別措置法でいろいろな規定がある場合ということで、何項目か挙がっていますけれども、33条、34条、35条、36条、それぞれどういう所得が今回新たに控除できる対象になったのか、具体的に教えていただきたいということ。

これは29年度の保険料から適用するということですから、この所得というのは、28年中の所得をもって充てるということですね。27年以前に所得があった場合に繰り越して控除を受けるような規定を利用されているような場合、28年にも一部の所得を繰り越して控除を受けるというようなことがあって、実際には所得があったのは27年以前だけれども、28年の所得に反映される、控除に反映されるということがあったら、さかのぼるということもあり得るのかということ。

もう1点、住民の皆さんにとっては、介護保険料というのは3年ごとに変わりますので、年金所得、年金の収入しかないような方の場合はほとんどずっと3年間変わらないと思っておられるのに、突然変わりますよということであれば、何か説明が要ると思うんです。あなたの場合はこういうことに該当して保険料が、この場合は下がるのが考えられると思うんですけれども、上がる人も中にはあるかもしれませんが、そういう説明をどのようにされるのかということが、第7条第6項の租税の関係の質問。

もう1点は、その第7条第6項のイとか第7項のイ、第8項のイ、第9項のイ、第10項のイということで、もしこの規定を適用すると、生活保護を

受けていたけれども保護の対象にならなくなるというような場合、その境界にいる人ということで、もっと低い額に適用し直して生活保護の適用が切れないようにするという、そういう規定、境界層の人たちに対する特例というのがあると思うんですけれども、このそれぞれのイ項にかかわって境界層特例をとっている被保険者というのが井手町にも何人かいるのかどうか、あったのかどうか、お尋ねをしたいと思います。わかれば、その人数も。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の第7条第1項第6号にあります租税特別措置法の関係であります。対象となる控除につきましては、収用交換などのための土地等を譲渡した場合の5,000万円、特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のための土地等を譲渡した場合の2,000万円、特定住宅地造成事業等のための土地等を譲渡した場合の1,500万円、農地保有の合理化などのために農地等を売却した場合の800万円、あと、マイホームを譲渡した場合の3,000万円、特定の土地を譲渡した場合の1,000万円、以上のことで二つ以上の適用を受ける場合の最高額は5,000万円となっております。

次に、2点目の繰り越し控除を行うかどうかにつきましては、後ほど確認させていただきます。

3点目の今回の改正に伴う説明については、広報等、何かしら発信できる手段で改正については広報をしてまいりたいと考えております。

次に、4点目の実際にこの第7条第1項第6号以降のそれぞれの号のイについて、それを適用しているものがあるかにつきましては、数字の方を把握しておりませんので、後ほど回答させていただきます。

以上です。

議長(丸山久志) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第5号、井手町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第9号、井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 森田上下水道課参事。

上下水道課参事（森田 肇）

（議案第9号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本件については、議員全員をもって構成する井手町水道事業審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思えます。

なお、設置期間は審査が終了するまでといたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志） 異議なしと認めます。したがって、井手町水道事業審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました井手町水道事業審査特別委員会の委員の選任については、井手町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議員全員を井手町水道事業審査特別委員会の委員に指名したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(丸山久志) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました議員全員を井手町水道事業審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ただいま井手町水道事業審査特別委員会の委員も決まりましたので、ここで休憩をいたしたいと思います。休憩中に特別委員会を開いていただきまして、正副委員長の互選を願います。なお、その結果を報告願います。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

議長(丸山久志) 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま、休憩中に開会されました井手町水道事業審査特別委員会より正副委員長の互選結果の報告がありましたので、ご報告いたします。

井手町水道事業審査特別委員会の委員長には岡田久雄議員、副委員長には西島寛道議員と決定いたしました。

日程第7、議案第18号、平成29年度井手町一般会計予算から、日程第14、議案第25号、平成29年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第18号、平成29年度井手町一般会計予算の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章)

(議案第18号を朗読説明)

議長(丸山久志) 引き続き、主な事業の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中村建設課長。

理事(中村秀一)

(主な事業の説明)

議長(丸山久志) この際、暫時休憩します。11時5分より再開します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時04分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、議案第19号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 小川保健医療課長。

理事（小川淳一）

（議案第19号を朗読説明）

議長（丸山久志） 次に、議案第20号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 森田上下水道課参事。

上下水道課参事（森田 肇）

（議案第20号を朗読説明）

議長（丸山久志） 引き続き、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 森田上下水道課参事。

上下水道課参事（森田 肇）

（主な事業の説明）

議長（丸山久志） 次に、議案第21号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 森田上下水道課参事。

上下水道課参事（森田 肇）

（議案第21号を朗読説明）

議長（丸山久志） 次に、議案第22号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 小川保健医療課長。

理事（小川淳一）

（議案第22号を朗読説明）

議長（丸山久志） 次に、議案第23号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝）

（議案第23号を朗読説明）

議長（丸山久志） 次に、議案第24号の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 森田上下水道課参事。

上下水道課参事(森田 肇)

(議案第24号を朗読説明)

議長(丸山久志) 引き続き、主な事業の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 森田上下水道課参事。

上下水道課参事(森田 肇)

(主な事業の説明)

議長(丸山久志) 次に、議案第25号の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章)

(議案第25号を朗読説明)

議長(丸山久志) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。各会計名並びにページ数を明示の上、質疑願います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本8件については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(丸山久志) 異議なしと認めます。したがって、日程第7、議案第18号、平成29年度井手町一般会計予算から、日程第14、議案第25号、平成29年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件については、予算特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、井手町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議員全員を予算特別委員会の委員に指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(丸山久志) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員全員を予算特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ただいま予算特別委員会の委員も決まりましたので、ここで休憩いたしたいと思います。休憩中に特別委員会を開いていただきまして、正副委員長の互選を願います。なお、その結果を報告願います。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時52分

議長(丸山久志) 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま、休憩中に開会されました予算特別委員会より正副委員長の互選結果の報告がありましたので、ご報告いたします。

予算特別委員会の委員長には木村武壽議員、副委員長には中坊 陽議員と決定いたしました。

日程第15、請願第1号、拙速な水道料金値上げを行わないよう求める請願を議題とします。

紹介議員より本請願について説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 9番、谷田 操です。

それでは、拙速な水道料金値上げを行わないよう求める請願について、ご紹介をさせていただきます。請願者は、代表者として、井手町生活と健康を守る会の代表、廣瀬壽一さん、同じく、新日本夫人の会井手町班の代表、長久雅子さんであります。

請願の理由について申し上げます。

水道は、井手町住民が憲法25条で保障された健康で文化的な生活をおくるために一日たりとも欠かすことができないものです。

このたび町長が「今後増加する水道供給の費用について、現在の料金収入ではまかなえず、資金が不足する」として料金改定を諮問したのに対し、井手町上下水道事業経営等審議会は、「水道料金の引き上げはやむをえない」という答申を行いました。

具体的には、平均16%から18%の料金値上げを認め、現在の用途別料

金から口径別料金に変更するよう求める内容となっています。

答申通りに料金体系の変更、値上げが実施されれば、これまで営業用料金を支払ってきた企業等では、水道口径・使用量によっては大幅引き下げか一般家庭よりも引き上げ幅が小さく、一般家庭でも多子・多人数世帯や在宅介護を行っている世帯などの大口使用世帯では大幅な引き上げとなります。

町は「約20年間料金を引き上げていない」といいますが、住民にとっては消費税引き上げ分が水道料金に上乘せされ、3年前に負担が増えたばかりです。審議会はほぼ非公開で発足以来まだ4回しか開かれず、住民にはまさに「寝耳に水」の値上げです。地下水を大量に無償でくみ上げている企業にも応分の負担を求めることや、2,000万円を超える水道料金の滞納解決などの検討も行われていません。

2015年度は井手地区水道事業収支は前年より大きく改善して黒字、多賀地区簡易水道事業も黒字でした。「将来の資金不足が予想されるから」という理由だけで安易に料金を値上げすることは「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する」という水道法の精神にも反します。

よって町議会として、安定的な水道事業継続の方策を様々な角度から十分検討していただき、住民に対してしっかり説明する機会をもうけるとともに、拙速な水道料金値上げは行わないでください。

という理由でもって、請願項目は、拙速な水道料金の値上げは行わないでくださいというものです。

改定案が議会にも示されましたが、若干答申内容とは異なっているものの、基本的には同じような内容となっていますので、この請願をぜひ採択していただき、拙速な水道料金値上げを行わないように、町議会議員の皆様をお願いを申し上げます。

以上です。

議長（丸山久志）　これで紹介議員の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。この請願については、設置をいたしております井手町水道

事業審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたい
と思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(丸山久志) 異議なしと認めます。したがって、井手町水道事業審査
特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

なお、次回は3月27日午前10時から会議を開きます。

散会 午前11時57分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 丸 山 久 志

署名議員 古 川 昭 義

署名議員 谷 田 操